

20歳になったら国民年金

国民年金は、高齢になったときや、いざというときの生活を、現役世代の皆さんで支える制度です。

具体的には、公的年金（国民年金や厚生年金など）に加入し、保険料を納め続けることで、高齢になったときや、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることが出来ます。

国民年金は老後のためだけのものではありません

年金と聞くと、高齢になってからもらう老齢年金のイメージがありますが、そのほかに、障害年金や遺族年金があります。

障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取ることができ、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その人によって生計維持されていた遺族（子のある配偶者や子）が受け取れます。



国民年金の加入手続きとその後の流れ

- ① 20歳になる前の月に、日本年金機構から書類が送られてきます。
- ② その中の「国民年金被保険者資格取得届書」を、住民課もしくは年金事務所に提出してください。
- ③ 年金手帳と納付書が送られてきます。
- ④ 納付書で保険料を納めてください。（口座振替も可能）

保険料を納めることが困難な場合

学生や収入が少ない人で、1か月1万5590円（平成27年度）の保険料を納めることが困難な場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」という制度があります。

日本年金機構から送られてきた書類の中に申請書が入っていますので、未納のままにせず、必ず申請しましょう。

未納のままにしておくと、いざというときに、障害年金や遺族年金を請求できなくなることがありますので、ご注意ください。

▼問合せ先

住民課 国民年金係
☎ 932・1467（ダイヤルイン）
☎ 932・1151（内線115）

餅つきが保育所・幼稚園で行われました

12月上旬、コミュニティやボランティアの皆さんの協力のもと、町内の保育所・幼稚園で餅つきが行われました。

園児たちは、外の寒さもなんのその。二人一組で元気いっぱいに餅をつきました。その後は、つくったの餅を丸め、おいしそうに食べていました。



願いを込めた「しめ飾り」

平成27年12月12日（土）、小林栄子さん（佐谷区）を講師に迎え、歴史民俗資料館で「しめ飾り作り教室」が開催され、23人が参加しました。

参加者は、わらを一生懸命両手で揉んで上手に編んでいきました。親子や夫婦、孫と一緒に参加した人もおり、「上手に編めない」「鶴の羽が難しい」「おばあちゃんに届けよう」など、さまざまな感想や歓声が飛び交いました。小林先生は「しめ飾りは、一年間の無病息災を願うものなので、気持ちを込めて作ることが大切です。」と話していました。

今回のしめ飾り作り教室の参加者は、自宅の玄関先に手作りのしめ飾りを飾って、新年を迎えられたことでしょう。



立派なしめ飾りができました！



商工会だより

1月号

福岡県の最低賃金について

福岡県の最低賃金は、下表の通り改定されました。最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者などすべての労働者に適用されます。

詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金課またはお近くの労働基準監督署までお尋ねください。

▼問合せ先

福岡労働局労働基準部賃金課
☎ 411・4578
福岡労働基準監督署
☎ 661・3770

税務申告の準備はお早めに

今年も税務申告の時期が近づいてきました。控除証明書など、必要な資料はお揃いでしょうか。直前になると、間に合わない場合もあるので、準備は早めに行いましょう。



地域別最低賃金（1時間）		効力発生日
福岡県最低賃金	743円	平成27年10月4日
特定最低賃金（1時間）		効力発生日
製鉄業・製鋼・製鋼圧延業・鋼材製造業	881円	平成27年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業	837円	
輸送用機械器具製造業	860円	
百貨店・総合スーパー	802円	
自動車（新車）小売業	850円	

※ 特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金（1時間743円）が適用されます。